

令和6年度ふれあい緑化事業募集要領

公益財団法人かながわトラストみどり財団（以下「財団」という。）では、「緑の募金」の募金額をもとに、市町村、地域住民、ボランティア団体等の自主的な植樹活動等に関する事業（以下「ふれあい緑化事業」という。）を支援することを目的に、令和5年度ふれあい緑化事業の募集を実施します。

次に定める事項に基づき申請してください。

1 助成対象者

神奈川県内の次の団体等とします。

(1) 市町村

(2) ボランティア団体等

自主的に植樹活動等に取り組む団体で、かつ、次の全ての要件を満たす団体。

① 規約または会則等により適正な運営が行われることが確実であると認められる団体（公共的団体、特定非営利活動法人、任意の団体・グループ）。規約または会則等には、名称、会員、役員の構成、事業運営、会計等について規定されていること。

② 対象活動が営利を目的としない団体。

2 対象事業・対象経費

(1) 公共的な場所の緑化のための、植樹活動や樹木（植栽木、既存木）の手入れ

- ・苗木代、支柱代、土・肥料代など
- ・伐採費用、せん定費用など
- ・運搬費用など
- ・看板設置費用など

(2) 苗木の配布

- ・苗木代など
- ・運搬費用など

(3) 森林整備活動（地拵え、植栽、下刈、除伐、間伐など）

○森林整備に必要な道具類の購入代など

- ・鍬、鋸、鎌など
- ・チェーンソー、草刈機など

(4) 森林被害防除活動（森林病害虫等防除、野生鳥獣森林被害防除）

○森林被害防除に必要な資機材の購入代など

- ・シカ柵設置に必要な資機材など
- ・ナラ枯れ対策に必要な資機材など

3 事業期間

交付決定の日から令和7年3月31日まで

4 助成金の規模

1件当たりの助成金は、原則、次のとおりとします。

○市町村 30万円以内

○ボランティア団体等 20万円以内

5 応募方法（交付申請書の提出）

申請者は、交付申請（様式1）に実施計画書、緑化計画図、申請額の根拠となる見積書を添付して財団へ郵送してください。

また、ボランティア団体等が申請者の場合は、団体の規約または会則等を添付してください。

○送付先

公益財団法人かながわトラストみどり財団 みどり森林課

〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20（神奈川県横浜西合同庁舎内）

6 募集期間

令和6年8月31日まで（消印有効）とします。

7 交付の決定及び通知

交付申請書については、申請の内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で助成額を決定し、9月中旬に申請者に交付の決定を通知します。

8 事業完了報告書の提出

交付決定をうけた申請者は、事業完了後10日以内に、完了報告（様式2）に完了報告書、緑化完成図、現況写真、領収書を添付して財団へ郵送してください。

また、申請者と異なる名義人の口座へ振込を希望する場合は、財団へ書面で申し出るとともに、当該事業実施者の請求書を提出してください。

9 助成金の交付

助成金の交付は、報告書を審査し適当と認めたときは助成金の額を確定し、団体の指定する口座に振込みます。

10 表示板等の設置

事業の実施にあたっては、植栽箇所、森林整備箇所等の事業実施箇所あるいは苗木配布会場にふれあい緑化事業であること明示する表示板等を設置してください。

なお、表示板等の仕様については、別紙「表示板の設置等」を参考にしてください。

< 問合せ先 >

公益財団法人かながわトラストみどり財団 みどり森林課

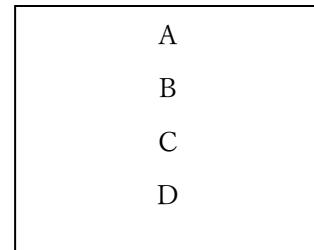
電話：045-412-2255 E-mail：midori@ktm.or.jp HP：www.ktm.or.jp

表示板の設置等

緑の募金による緑化事業であることを明示するため、次の方法を参考にし、表示板の設置等を行うものとする。

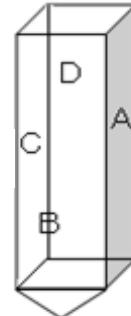
1 表示板

- 文言 A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B みどりの大切さを多くの人々に知っていただき、
みどり豊かなまち（森林）づくりを進めるため、
(ボランティア団体名)の皆様のご協力により植樹し
たものです。
C 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



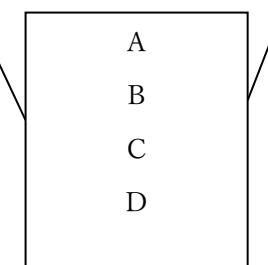
2 標柱

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B 申請者名（市町村名、ボランティア団体名）
C 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



3 樹木ラベル（幹装着式）

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B 樹種名
C 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



4 実施要綱2の(2)(3)(4)に該当する事業の実施にあたっては、何らかの方法で緑の募金によるふれあい緑化事業であることを明示すること。